株主各位

千葉県松戸市松飛台296番地の1株式会社 精工技研 代表取締役社長 ト野 昌利

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月17日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2021年6月18日 (金曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)
- **2.** 場所千葉県柏市末広町14番1号ザ・クレストホテル柏4階クレスト
- 3. 目的事項報告事項
- 1. 第49期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第49期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類の内容 報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) 6名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 会計監査人選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

会場受付で検温を実施させていただきます。発熱や咳等の症状が見受けられる株主様について はご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

会場内には消毒液を設置し、株主様の座席は間隔を空けてご用意いたします。当社スタッフは 検温を含め体調を確認したうえ、マスクを着用いたしますのでご理解くださいますようお願い 申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.seikoh-giken.co.jp/)に掲載いたします。

- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、将来の投資に備えるための内部留保を考慮しながらも、安定した配当を継続的に行うことを基本にしております。

当期におきましては、当期業績及び当社の利益還元に対する基本方針、今後の事業展開等を勘案し、前期と同様に1株につき40円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- 配当財産の種類
 金銭といたします。
- 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき40円 総額 368,799,640円
- 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年6月21日

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く)6名全員は任期満了により退任となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く)6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から全ての取締役候補者について相当である 旨の意見を得ております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の候補者は次のとおりであります。

	以神汉(血直守安貞での句以神仪で除く)の疾拥有は人のこのでであります。							
候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数					
	うえ の まさ とし 上 野 昌 利	1973年 6 月 当社入社 総務部長 1978年 5 月 当社取締役 1987年 4 月 当社常務取締役 1998年 4 月 当社専務取締役 1998年10月 当社代表取締役専務 2001年 6 月 当社代表取締役社長(現任)	851,000株					
1	上野 昌 利 (1948年2月25日生)	取締役候補者とした理由						
		当社入社以来、主要部門のトップとして豊富な経験を積み、 社代表取締役社長に就任以来、強いリーダーシップをもって を牽引しております。こうした経験や実績を、取締役会によ に活かすことにより、当社グループのさらなる発展を牽引す できると判断し、取締役候補者といたしました。	グループ全体 ける意思決定					
2	* ^{t t 5}	1972年11月 当社入社 1985年 5 月 当社取締役 2003年 6 月 当社常務取締役 2011年 7 月 当社専務取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 不二電子工業㈱ 代表取締役	583,200株					
	木 村 保 (1949年12月7日生)	取締役候補者とした理由						
		創業間もなく当社に入社以来、主に営業面で当社を牽引し、門の礎を築きました。また、子会社の代表としても強いリー発揮しております。こうした経験や実績を、取締役会におけ活かすことにより、当社グループのさらなる発展を牽引するきると判断し、取締役候補者といたしました。	-ダーシップを ける意思決定に					

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3		1990年 6 月 特殊法人新技術開発事業団 (現独立行政法 人科学技術振興機構) 研究員 1995年 4 月 国立大学法人静岡大学工学部助教授 2013年 6 月 当社取締役 2016年 4 月 当社光学製品事業部長 (現任) 2019年 6 月 当社常務取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 杭州精工技研有限公司 董事長 総経理 大連精工技研有限公司 董事長 浙江精工光电科技有限公司 副董事長	40,000株
		取締役候補者とした理由	
		2001年の杭州精工技研有限公司設立時、同社の総経理に 光通信関連に係る高い知見を活かし、光製品部門のリーダー 大に貢献しております。その知識や経験を、取締役会におけ 活かすことにより、当社グループのさらなる発展を牽引する きると判断し、取締役候補者といたしました。	・として事業拡 する意思決定に
4	逆 野 淳 (1974年8月16日生)	2002年2月 当社入社 経営企画室 2010年7月 当社事業本部製造統括部本社製造部副部長 2011年3月 杭州精工技研有限公司出向 副総経理 2013年11月 当社光学製品事業本部部長 大連精工技研有限公司出向 副総経理 2015年6月 当社取締役 2016年4月 当社経営企画室長 2018年10月 当社事業運営部長(現任) 2019年6月 当社常務取締役(現任) (重要な兼職の状況) SEIKOH GIKEN USA, INC. 代表取締役会長 SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH 代表取締役会長 杭州精工技研有限公司 董事 大連精工技研有限公司 董事 不二電子工業㈱ 取締役 浙江精工光电科技有限公司 監事	349,900株
		取締役候補者とした理由	
		当社入社以来、経営企画室でM&A業務を推進し、また杭州公司、大連精工技研有限公司の副総経理として企業経営に携腕を発揮しました。こうした経験や実績を、取締役会におけ活かすことにより、当社グループのさらなる発展を牽引するきると判断し、取締役候補者といたしました。	わり、その手

候補者番 号		略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	*** 〈 『 *** かっ ひこ 大久保 勝 彦 (1942年1月7日生)	1965年 4 月 古河電気工業㈱入社 1995年 6 月 同社取締役 1999年 6 月 同社常務取締役 研究開発本部長 2001年 6 月 同社専務取締役 情報通信部門担当 2004年 6 月 同社顧問 2006年 6 月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ㈱大久保技術経営事務所 代表取締役	2,000株
		社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	
		光通信関連業界において豊富な業務経験があり、企業経営に見を有しておられることから、社外取締役候補者といたしま社外取締役としての独立した立場から、当社取締役会におけ決定や取締役会の監督機能の強化、また当社グループのガバ強化に貢献いただくことを期待しております。	:した。今後も -る重要な意思
6	さたが、 豊 で 谷田貝 豊 彦 (1946年9月10日生)	1969年 4 月 特殊法人理化学研究所 研究員 1983年 4 月 国立大学法人筑波大学 教授 2007年 4 月 国立大学法人宇都宮大学 教授 同大学 オプティクス教育研究センター長 2019年 6 月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 国立大学法人筑波大学 名誉教授 国立大学法人宇都宮大学 名誉教授	0株
		社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	
		大学で応用光学の研究と教育に永年携わり、旧日本光学会の 光工学会の会長等の要職を歴任しておられることから、社外 といたしました。同氏は会社の経営に関与された経験はあり 学に関わる幅広い知見や国内外の学会での経験を活かし、当 おける重要な意思決定に貢献いただくことを期待しておりま	取締役候補者 ませんが、光 社取締役会に

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 大久保 勝彦及び谷田貝 豊彦の両氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 大久保 勝彦氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって 15年となります。
 - 4. 谷田貝 豊彦氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
 - 5. 当社は、大久保 勝彦、谷田貝 豊彦の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 6. 当社は、大久保 勝彦、谷田貝 豊彦の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最 低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 - 7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者 が負担することとなる訴訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。各取締役候補者 は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本株主総会の開始の時をもって、2020年6月19日開催の第48回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役 唐沢 昌敬氏の選任の効力が失効しますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。また、当該補欠の監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期については前任者の任期の満了する時までといたします。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数			
	1973年 7 月 唐沢公認会計士事務所開設 1990年 9 月 中央青山監査法人代表社員 2000年 7 月 学校法人北里学園常任理事 2005年 4 月 青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科教授 2013年 7 月 学校法人東京医科大学 常務理事社会学博士・公認会計士・税理士	1,100株			
唐 沢 昌 敬 (1945年7月20日生)	補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割				
(1945年7月20日王)	公認会計士や税理士として財務及び会計に関する専門知識を有し や経営学、組織論等にも精通しております。企業経営や企業統治 高く、多数の著書を出版しており、大学でも教鞭を揮っておりま た知識や識見を活かし、当社取締役会の監督機能の強化、当社グ ナンス体制の強化に貢献することができると期待し、補欠の監査 取締役(社外取締役)候補者といたしました。同氏は会社の経営 験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を ていただけるものと判断しております。	に係る識見も した。そうし ループのガバ 等委員である に関与した経			

- (注) 1. 当社は候補者 唐沢 昌敬氏と経営に関する顧問契約を締結しております。
 - 2. 唐沢 昌敬氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 - 3. 唐沢 昌敬氏が就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とします。
 - 4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなる訴訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。唐沢 昌敬氏が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
 - 5. 唐沢 昌敬氏が就任した場合、当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定であります。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、アーク有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会がアーク有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点で当社の事業規模に応じた監査が期待できることに加え、同法人の品質管理体制、独立性、専門性、監査活動の実施体制、監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年5月1日現在)

名	称	アーク有限責任	アーク有限責任監査法人							
所 在	地	東京都新宿区西	東京都新宿区西新宿一丁目23番3号 廣和ビル							
沿	革	1975年4月聖橋監査法人設立1982年8月明治監査法人設立2004年3月アーク監査法人設立2016年1月明治監査法人とアーク監査法人が合併し、明治アーク監査法人に名称変更2016年7月聖橋監査法人と合併2019年7月アーク有限責任監査法人に名称変更								
概	要	資本金 構成人員 関与会社数	代表社員 社員 職員(公認会計士) (公認会計士試験合格者) (USCPA資格取得者) (USCPA試験合格者) (ITその他専門職員) (監査事務スタッフ) (その他)	50百万円 6名 31名 60名 33名 4名 1名 1名 158名 100社						

以上

(添付書類)

事 業 報 告

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

【全般的概况】

当連結会計年度における世界経済は、年度前半は世界に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に落ち込んだものの、年度後半は総じて回復基調で推移しました。米国では新型コロナウイルスの感染者数が世界で最多となる中、2021年1月に発足したバイデン新政権が打ち出した追加経済対策とワクチンの普及により経済活動が再開し、企業の受注や生産、個人消費や雇用も上向いています。中国は新型コロナウイルス感染症の影響をいち早く解消し、国家の積極的な政策もあいまって、2020年春以降、企業の輸出や設備投資が急速に回復しました。欧州各国では活動制限が長期化する中、外需の改善を背景に輸出が上向き、製造業を中心に緩やかながら回復基調に転じています。我が国においても、度重なる緊急事態宣言の発令やインバウンド需要の消滅により個人サービス関連の業種は厳しい経営環境が続いていますが、リモートワークの増加や外需の高まりを受けて情報通信や電子部品、自動車等の製造業は年度後半に向けて景況感が改善することとなりました。

当社グループが関わる情報通信関連やエレクトロニクス関連市場においては、5Gの本格稼働を控え、世界各国で基地局や光通信網の整備が進められました。我が国においても5Gに対応するスマートフォンの新機種が複数のメーカーからリリースされています。また、新型コロナウイルスの感染対策としてリモートワークが拡大し、ノートパソコンやタブレット端末の需要が増加しました。さらに、IT技術やデジタルデータの活用により生産性の向上や省人化を図り、企業のビジネスモデルや価値提供の方法を抜本的に変革するDX(デジタルトランスフォーメーション)も進展することとなりました。一方、自動車関連市場は、CASE(Connected、Autonomous、Shared、Electric)と呼ばれる大きな転換期を迎えています。当連結会計年度においては、複数の国や都市においてカーボンニュートラルの達成に向けた「脱ガソリン車」の実現目標が示されることとなりました。自動車の需要は中国や米国を中心に拡大傾向にあるものの、市場に流通する半導体や樹脂材料に逼迫感が生じており、先行きに不透明感が生じています。

こうした中で当社グループは、2016年度から取り組んでいる6ヶ年の中期経営計画 『マスタープラン2016』に基づき、引き続き「既存事業の収益力強化」、「事業ポートフォリオの最適化」、「経営基盤の強化」の各施策の遂行に努めました。

「既存事業の収益力強化」に向けては、各種の成形品や金型、精密金属加工部品等を主力製品とする精機事業、光通信用部品とその関連機器、レンズ、光伝送装置や光電界センサー等を主力製品とする光製品事業の両セグメントにおいて、販売力と価格競争力を強化すると共に、当社の技術資源である精密加工・精密成形・光学技術を応用し、市場や顧客のニーズに応える新製品、新技術の開発に取り組みました。

「事業ポートフォリオの最適化」に向けては、「成長期待事業」に位置付けている精密 樹脂成形品やレンズを「成長牽引事業」へと進化させるべく、顧客やパートナー企業との 連携強化に努めました。併せて、当社グループの持続的な成長を促す「次世代事業」を創 出するため、「成長牽引事業」や「収益基盤事業」で獲得した資金を投資するM&Aや事業 提携先の模索も行いました。

「経営基盤の強化」に向けては、WEB会議を積極的に活用して当社グループ会社間のコミュニケーションを図り、価値観の共有や事業課題の解決に向けて議論を行いました。本社においては、小集団活動を通してボトムアップによる改善活動を継続的に実施したほか、働き方改革「メリハリワーク」を推進し、より短い時間でより多くの収益を上げる強固な組織体質の確立に努めました。

こうした施策と並行して、当社グループの各拠点において、一部社員の在宅勤務や出張の制限、来客の自粛要請、自家用車通勤や時差出勤の奨励、非接触体温計による出勤時の検温、昼食時間の二部制による食堂の過密の回避、マスクの着用義務や手洗いの徹底といった新型コロナウイルスの感染予防対策を講じました。しかしながら2020年12月、国内の子会社、不二電子工業株式会社において数名の陽性者が発生しました。保健所の指導に基づき、当該職場や共用設備の消毒等を速やかに行い、生産への影響はありませんでした。

こうした諸施策を実施した結果、当連結会計年度の売上高は14,818,029千円(前連結会計年度比5.8%減)、営業利益は1,324,727千円(前連結会計年度比17.9%減)、経常利益は1,431,741千円(前連結会計年度比15.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は983,885千円(前連結会計年度比14.7%減)となりました。

なお、当事業年度の期末配当につきましては、株主の皆様に対して安定的な剰余金の配当を行うという方針を元に当事業年度の業績、内部留保等のバランスを鑑み、前事業年度と同額の1株当たり40円とさせていただく予定であります。

【セグメント別概況】

《精機関連》

精機関連では、金属材料のプレス成形や、樹脂と金属を一体で成形するインサート成形等の技術を活用した精密成形品や、成形品を効率的に量産するための高品質な金型、高い寸法精度が要求される金属部品等を顧客に提供しております。当連結会計年度は、自動車の燃料噴射圧やブレーキ圧、太陽光等を感知するセンサー用基幹部品や、燃料供給を電子制御するエンジンコントロールユニット用ケース等の車載用インサート成形品の売上が増加しました。2016年に北海道千歳市に開設した工場も順調に生産数量を増やしています。一方、スマートフォンやモバイル端末のキーボード等に使用される金属プレス成形品は、新型コロナウイルス感染症の影響により、スマートフォンの消費地であるインドや欧州の需要が縮小したことや、一部の顧客が工場の稼働を停止したこと等により売上が減少することとなりました。開発面では、創業以来培ってきた精密金型技術や薄肉成形技術、樹脂成形品にミクロン単位の凹凸を施す微細転写技術を応用し、自動車や医療、バイオ等の産業領域において、顧客と共に新たな製品の量産化に向けた技術課題の解消に取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度の精機関連の売上高は8,675,946千円(前連結会計年度 比1.5%減)となりました。

《光製品関連》

光製品関連では、光通信インフラに使用される光コネクタ等の接続部品や、これら光通信用部品の製造機器、検査・測定装置、電界の強度分布を正確に測定する光電界センサー、テレビや携帯電話等の電波を安定的に伝送する光伝送装置、スマートフォン等に搭載する超小型の樹脂レンズ等の製品を顧客に提供しております。現在、5Gの本格的な商用化に向けて、基地局やデータセンターを繋ぐ光通信用部品の需要が世界規模で増加傾向にあります。これを受けて中国の子会社は、新型コロナウイルスの中国国内の感染拡大が収束した2020年春以降、光通信用部品の売上が急速に回復しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長引いている北南米や欧州の一部の顧客の稼働率が停滞したほか、先行きの不透明感から設備投資に慎重になる顧客もあり、光コネクタ研磨機や測定装置については売上が減少することとなりました。開発面では、5Gの基地局に設置するアンテナが発する高周波電波の強度を測定する光電界センサーの商品化に向けた試作に取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度の光製品関連の売上高は6,142,083千円(前連結会計年度比11.3%減)となりました。

当連結会計年度のセグメント別売上高の内訳は下表のとおりであります。

57 A	前連結会計	十年度	当連結会記	†年度	前連結会計年度比増減(△)		
区分	金額	構成比	金額	構成比	増減(△)額	増減(△)率	
	千円	%	千円	%	千円	%	
精機関連	8,808,078	56.0	8,675,946	58.5	△132,131	△1.5	
光製品関連	6,921,596	44.0	6,142,083	41.5	△779,512	△11.3	
合 計	15,729,674	100.0	14,818,029	100.0	△911,644	△5.8	

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は869,493千円で、その主なものは次のとおりであります。

(1) 当連結会計年度中に完成した主要設備

精機関連射出成形機、自動製造装置、三次元座標測定器、金型等

光製品関連 光部品製造設備、金型等

その他設備
少量危険物施設改修工事、空調設備等

- (2) 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充 金型 (精機関連)等
- (3) 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去、消失該当事項はありません。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、増資又は社債発行及び借入による資金調達は行っておりません。当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の所要資金は、自己資金を充当いたしました。

4. 対処すべき課題

当社グループが事業を営む情報通信、エレクトロニクス関連市場は「5G」の商用化や AI、IoTの活用によるDX(デジタルトランスフォーメーション)の進展等に伴う成長が見込まれております。また、自動車関連市場は CASE(Connected、Autonomous、Shared、Electric)と呼ばれる大きな転換期を迎え、成熟しながらも進化が続く見通しであります。しかし、これらの市場は総じて変化のスピードが速く、世界の競合企業との競争環境は年々厳しさが増しております。さらに、製品に不可欠な半導体部品や樹脂材料の供給が安定せず、部材の確保と仕入れ価格の高騰が懸念されております。

また、2020年年初から世界にまん延している新型コロナウイルス感染症は、ワクチンの供給が始まったものの、2021年に入るとウイルスの変異種が急激に拡大しており、予断を許さない状況が続いております。年度末現在、世界経済は回復基調にありますが、再び経済活動を停止せざるを得ない状況に陥れば、当社グループの業績にもブレーキがかかるリスクがあります。

そうした中で当社グループは、いかなる事業環境下においても継続的に企業価値を向上させることのできる強固な企業体質を確立するべく、中期経営計画『マスタープラン2016』の遂行に取り組んでおります。『マスタープラン2016』は2016年度から開始し、当社グループが第50期を迎える2021年度を最終年度とする経営計画で、当連結会計年度で5年間が終了しました。計画の中では、当社グループが目指す企業ビジョンを次のとおり定めております。

■ 企業ビジョン

私たちは「世界の顧客のベストパートナーとなる」ために挑戦し続けます。

- ・精密技術で、顧客から最も頼りにされる存在となります。
- ・柔軟な発想で、新事業・新製品・新技術を創造します。

中期経営計画『マスタープラン2016』では、当社グループが目指す企業ビジョンを実現するために対処すべき課題として次の3点を認識しております。

(1) 既存事業の収益力強化

当社グループは、精密加工や精密成形、光学技術を技術資源とし、世界に向けて事業展開を行っています。その事業領域は、自動車や通信インフラ、ノートパソコンやモバイル端末等のエレクトロニクス機器をはじめ、放送用、測定用機器等、多岐に渡っています。それぞれの市場環境は異なるものの、総じて環境変化は加速度的に早くなり、競合企業との競争は国家や業界の垣根を越えて激化する傾向にあります。ワクチンの接種が進めば、新型コロナウイルスの感染拡大は収束に向かうと想定しておりますが、いかなる環境下でもシェアを伸ばし、中長期的な売上と利益の成長を実現するためには販売力と価格競争力の強化が欠かせません。

販売力を高める上ではまず、的確なマーケティングを通して成長市場を見極め、その市場に求められるニーズと当社グループが有する技術や製品との接点を把握することが重要です。また、新しいお客様と出会う機会を数多く作り出すためにも、展示会への出展や新聞、雑誌等へのプレスリリース、ホームページ等のメディアを通して当社グループの技術や製品を積極的に広報し、市場での認知度を高めてまいります。並行して新製品、新技術の開発からリリースまでの時間を短縮し、技術、品質、性能の各面でお客様の期待を超えるサービスを提供してまいります。

価格競争力の強化に向けては、「生産」「購買」「物流」の各方面の最適化を図ることにより、製造原価のさらなる低減を目指します。生産面では各工場において、自動化を含む生産工程の改善や製品設計の改良等を通してリードタイムの短縮に取り組むほか、小集団活動等を通して不良率の低減を推進しています。購買面では、世界中の取引先との良好なパートナーシップを維持しながら、最良の部材を最も適切な価格で調達できる体制の構築を目指すほか、物流面では受注から納品までの無駄を排除し、コストと時間を最小化するサプライチェーンの構築に取り組んでまいります。

(2) 事業ポートフォリオの最適化

当社グループが将来に向けて安定的に企業価値を向上し続けることのできる企業グループとなるためには、成熟した市場の中で安定的にキャッシュを生み出す「収益基盤事業」、成長する市場の中で需要の増加に比例してキャッシュの増加が見込める「成長牽引事業」を確保する一方、未来の「収益基盤事業」「成長牽引事業」の創出に向けて、「成長期待事業」の早期収益化や「次世代事業」の開拓が不可欠であります。

当社グループは現在、自動車向けや電子機器向けの精密成形品、光コネクタ製造機器や検査装置、光伝送装置といった「収益基盤事業」「成長牽引事業」を確保しています。「成長期待事業」に位置付けていた光通信用部品は、「5G」の本格的な稼働に向けたインフラ投資の拡大やデータセンター建設の増加を機に事業収益を改善し、「成長牽引事業」へと移行させることができました。また2018年7月には、連結子会社である杭州精工技研有限公司が中国国内の投資会社と共同出資し、新会社「浙江精工光电科技有限公司」を設立しました。同社は中国の大手IT企業に向けてデータセンター用部品の販売を行い、光通信用部品を「収益基盤事業」へとさらに進化させるための営業活動を展開しております。自動車や電子機器以外の用途に向けた精密成形品とレンズは「成長期待事業」に位置付けておりますが、現在、展示会やホームページ等を介して様々な業界のお客様から引き合いをいただいており、量産に向けて試作成形を繰り返しています。「成長期待事業」の収益力を向上させ、より競争力のある「成長牽引事業」へと早期に移行させるべく取り組む一方、採算の確保が困難な事業は合理化を実施していきます。

また、「収益基盤事業」と「成長牽引事業」で創出したキャッシュを利用して、自動車や医療機器、バイオ等、今後の成長が見込める産業分野に新しい「次世代事業」を見出し、育てていくことも欠かせません。当社グループは、創出したキャッシュを滞留させることなく次代を担う事業群の創出へと活用することにより、永続的な企業成長を可能とする最適な事業ポートフォリオを構築してまいります。

(3) 経営基盤の強化

永続的な企業価値の成長を実現していくためには、環境 (Environmental)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) の各側面の改善を通して経営基盤を強化することが 重要と考えています。

環境面においては、「高品質な商品を安定して製造すること」が最も地球に優しい事業活動である(無駄な資源・エネルギーを消費しない、無駄な廃棄物を排出しない)と考え、品質管理体制の維持と改善に取り組んでいます。また、製造工程における環境負荷物質の排除など、開発・設計・製造・販売のあらゆる企業活動において継続的な環境改善の実施に努めています。

社会面においては、働き方改革「メリハリワーク」を導入して個々の社員の能力向上と 業務効率の改善に取り組み、当社単体の時間外労働は前期比約3%削減することができま した。当連結会計年度においては、時間単位の有給休暇制度の導入や喫煙場所の屋外への 移転、社屋の耐火性向上のための改修工事等を行い、社員の安全確保とより働きやすい職 場環境づくりに取り組みました。

企業統治面においては、2016年6月に監査等委員会設置会社へと移行しました。当連結会計年度末現在、9名の取締役のうち4名の独立社外役員を選任しており、取締役会の監視機能の強化を図っております。また2016年6月には、当社の中長期的な業績や株式価値と、取締役報酬との連動性を明確にする目的で、取締役に対して業績連動型株式報酬制度を導入しました。2018年3月には執行役員制度を導入して権限を委譲し、意思決定スピードの迅速化を図っております。

当社グループは、中期経営計画『マスタープラン2016』で明確化した方針と施策を引き続き遂行することにより、成長の土台となる経営基盤を一層強化し、より幅広い産業領域において永続的に社会の発展に貢献する企業グループとなるべく、努力してまいりたいと考えております。

5. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。

8. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

9. 財産及び損益の状況

	区分		第 46 期 (2018年3月期)	第 47 期 (2019年3月期)	第 48 期 (2020年3月期)	第 49 期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売	上	高 (千円)	13,547,107	15,502,383	15,729,674	14,818,029
親当	会 社 株 主 に 帰 属 す 期 純 利	る (千円)	914,647	1,232,548	1,152,840	983,885
1	株当たり当期純利	」益(円)	98.95	133.34	125.78	107.88
総	資	産(千円)	26,197,523	27,686,073	27,744,754	28,966,138
純	資	産(千円)	22,484,626	23,204,786	23,528,083	24,213,391
1	株当たり純資	産 (円)	2,428.41	2,502.04	2,571.49	2,645.78

⁽注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております(当該株式数につきましては、自己株式を控除しております。)。

^{2.} 売上高・親会社株主に帰属する当期純利益・総資産・純資産の金額は、千円未満を切捨て、1株当たり当期純利益及び1 株当たり純資産は、銭未満を四捨五入して表示しております。

^{3. 「『}税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を第47期から適用しており、第46期の総資産の金額について、溯及適用した数値で表示しております。

10. 重要な子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
SEIKOH GIKEN USA, INC.	千米ドル 3,440	100.0	光部品、光部品製造機器の販売並びに光ディスク成 形用金型部品等の販売及びメンテナンス
SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH	千ユーロ 1,900	100.0	光部品、光部品製造機器の販売並びに光ディスク成 形用金型部品の販売及びメンテナンス
杭州精工技研有限公司	千円 810,000	100.0	光部品の製造及び販売並びに光部品製造機器の販売
大連精工技研有限公司	千米ドル 8,737	100.0	光部品の製造及び販売
不二電子工業株式会社	千円 675,000	100.0	自動車用部品、電子機器用部品等の製造及び販売
DATA PIXEL SAS	千ユーロ 151	97.0	光部品形状測定装置、検査装置等の開発、製造及び 販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記に記載の6社に加え、2010年9月に営業を停止し休眠化した香港精工技研有限公司があります。 また、連結子会社杭州精工技研有限公司は、2018年7月に他社と合弁で浙江精工光电科技有限公司を設立し、持分法適 用関連会社としております。
 - 2、 当連結会計年度の連結業績につきましては、前記「1.事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
 - (2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

11. 主要な事業内容(2021年3月31日現在)

当社グループは、自動車用部品、電子機器用部品等の精密成形品及び各種精密金型等の製造販売を展開する精機関連と、光部品及び光部品製造機器、無給電光伝送装置等の製造販売を展開する光製品関連を中核事業とし、これに付帯する一切の事業を併せて営んでおります。

それぞれの事業部門における主要な製品は次のとおりであります。

区分				主 要 製 品 名
	成	形 品		自動車用部品、電子機器用部品等
精機関連事業	金	型		光ディスク成形用金型等の各種精密金型、金型用部品等
	そ	の 他	,	精密金属部品等
	光	部 品	1	光コネクタ、光コネクタ付コード、光減衰器、フェルール、 光ファイバ先端加工等
光製品関連事業	機器、	装 置	!	光コネクタ研磨機、光測定器、フェルール端面クリーナ、 無給電光伝送装置、光電界センサー等
	そ	の 他	,	高耐熱レンズ等

12. 主要な営業所及び工場(2021年3月31日現在)

(1) 当社

本 社 千葉県松戸市

支 店 台湾支店(中華民国)

工 場 本社工場 (千葉県松戸市)

第2工場(千葉県松戸市)

第4工場(千葉県松戸市)

(2) 子会社

SEIKOH GIKEN USA,INC. (アメリカ合衆国) SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH (ドイツ連邦共和国)

杭州精工技研有限公司(中華人民共和国)

大連精工技研有限公司(中華人民共和国)

不二電子工業株式会社

本社工場 (静岡県静岡市)

岡部工場 (静岡県藤枝市)

千歳工場 (北海道千歳市)

DATA PIXEL SAS (フランス共和国)

13. 従業員の状況(2021年3月31日現在)

		区	分			従業員数	前連結会計年度末比増減
精	機	関	連	事	業	258名	9名増
光	製	品	関 連	事	業	558名	115名減
全		社	(共		通)	54名	2名減
		合	計			870名	108名減

⁽注) 1. 従業員数は、就業員数を記載しております。

14. 主要な借入先(2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

^{2.} 従業員数が前連結会計年度末に比べ108名減少しておりますが、主として中国の子会社、杭州精工技研有限公司において 退職者の補充を行わなかったことによるものです。

Ⅱ 会社の株式に関する事項(2021年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 37,000,000株

2. 発行済株式の総数 9,333,654株 (自己株式113,663株を含む)

3. 株主数 2,920名

4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
上野昌利	851 千株	9.23 %
有限会社高志	654	7.10
有限会社 光研	583	6.33
木 村 保	583	6.33
細 江 由紀子	432	4.69
都 丸 由美子	430	4.67
株式会社 日本カストディ銀行(信託□9)	352	3.83
上野淳	349	3.80
吉 田 智 恵	343	3.72
高 橋 藤 子	271	2.95

⁽注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式(113,663株)を除いて計算しております。

5. **当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況** 該当事項はありません。

6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

- 1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 該当事項はありません。
- 2. **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況** 該当事項はありません。
- 3. その他新株予約権等に関する重要な情報 該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等(2021年3月31日現在)

地	位		氏 名	7	担当及び重要な兼職の状況
代表取	又締役	社 長	上野昌	利	
専 務	取 締	役	木 村	保	不二電子工業(株) 代表取締役
常務	取締	役	來 関	明	光学製品事業部長 杭州精工技研有限公司 董事長 総経理 大連精工技研有限公司 董事長 浙江精工光电科技有限公司 副董事長
常務	取締	役	上野	淳	事業運営部長 SEIKOH GIKEN USA,INC. 代表取締役会長 SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH 代表取締役会長 杭州精工技研有限公司 董事 大連精工技研有限公司 董事 不二電子工業(株) 取締役 浙江精工光电科技有限公司 監事
取	締	役	大久保 勝	彦	㈱大久保技術経営事務所 代表取締役
取	締	役	谷田貝豊	彦	国立大学法人筑波大学 名誉教授 国立大学法人宇都宮大学 名誉教授
取締役(常勤監査等	委員)	森保	彦	
取締役	(監査等	委員)	三 好	徹	三好総合法律事務所 所長 ㈱オーハシテクニカ 社外取締役 (監査等委員)
取締役	(監査等	委員)	相場俊	夫	(剤オーシーエムコンサルタント 代表取締役 相場公認会計士事務所 所長 不二電子工業㈱ 監査役

- (注) 1. 取締役 大久保 勝彦氏、取締役 谷田貝 豊彦氏、取締役 三好 徹氏及び取締役 相場 俊夫氏は、社外取締役であります。
 - 2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、森保彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 3. 取締役 大久保 勝彦氏、取締役 谷田貝 豊彦氏、取締役 三好 徹氏及び取締役 相場 俊夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 取締役 三好 徹氏は、弁護士の資格を有しております。
 - 5. 取締役 相場 俊夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(1) 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役となります。ただし、海外子会社については、当社からの出向役員及び当社と海外子会社との兼務役員に限ります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該契約の内容の概要は以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟 費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

4. 当事業年度に係る取締役の報酬等

- (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
 - ① 当該方針の決定の方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は「取締役報酬規程」に定めております。「取締役報酬規程」は、当社の取締役会決議により決定しております。

② 当該方針の内容の概要

取締役(監査等委員である取締役、社外取締役を除く。以下「業務執行取締役」という。)の報酬は、固定報酬、単年度業績連動報酬、業績連動型株式報酬の3種類で構成しており、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は固定報酬としております。

監査等委員である取締役を除く取締役の報酬額については、株主総会にて決議された限度額の範囲内で取締役会で決定することとしております。監査等委員である取締役の報酬額については、限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議によって決定することとしております。

なお、業務執行取締役の個人別の報酬等の額に対する、固定報酬、単年度業績連動報酬、業績連動型株式報酬の額の割合については、年度ごとの業績により単年度業績連動報酬と業績連動型株式報酬の変動が大きく、予め割合を決定することが難しいことから決定しない方針であります。

業務執行取締役に対する各報酬の概要は以下のとおりです。

i) 固定報酬

業務執行取締役に対する固定報酬は、原則として各取締役の役位、職務等に応じて相応な金額を決定しております。

ii) 単年度業績連動報酬

業務執行取締役に対する単年度業績連動報酬の総額の算定方法は、「経営幹部業績連動報酬規程」により、次のとおり定めております。

・連結EBITDA(連結営業利益に減価償却費及びのれん償却費を加算した額)の前年度からの増加額×25%

「経営幹部業績連動報酬」の総額の算定の基礎として、連結EBITDAの前年度からの増加額を選定した理由は、当社グループとして創出する営業キャッシュ・フローを毎年増加させていくことが株主価値の向上に資すると判断したためであります。

前事業年度(第48期)に係る連結EBITDAは3,095,918千円となり、一昨年度(第47期)の連結EBITDA、3,009,896千円と比較して86,022千円増加しました。このため、2020年7月度以降に支給される「経営幹部業績連動報酬」の総額は、その25%に相当する21,505千円となりました。

なお、当該「経営幹部業績連動報酬」は、当社の業務執行取締役の他、当社グループ各 社の経営幹部(業務執行取締役、執行役員、業務執行責任者等)を支給対象の範囲に含ん でおります。

ii)業績連動型株式報酬

当社グループの中期的な業績向上と株式価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入しております。当該制度は、「株式交付規程」に基づき、業務執行取締役の役位及び業績達成度等によって毎年ポイントを付与し、積み上がったポイントに相当する数の当社株式が交付されるという業績連動型の株式報酬であります。なお、業務執行取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として退任時となり、当該株式報酬は株主総会で決議された報酬限度額とは別枠となります。

- ③ 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、「取締役報酬規程」に基づき、 (3) に記載された手続きを経て決定されていることから、取締役会としては、その内容が
- (3) に記載された手続きを経て決定されていることから、取締役会としては、その内容が 当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬限度額を年額1,000百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額200百万円以内とすることが決議されております。なお、当該株主総会決議がされた時点において、決議の対象とされていた役員の員数は、監査等委員である取締役を除く取締役6名(うち社外取締役62名)、監査等委員である取締役3名の計9名であります。

また、業績連動型株式報酬についても、2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において決議されております。当該株主総会決議がされた時点において、決議の対象とされていた業務執行取締役の員数は5名であります。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

監査等委員である取締役を除く取締役に対する報酬等のうち、固定報酬及び単年度業績連動報酬額については、取締役会決議により、取締役社長に個人別の具体的な内容の決定を委任することがあるとしております。取締役会から委任を受けた取締役社長は、役位、職責、業績等を総合的に勘案して個人別の報酬額を策定し、監査等委員会に意見を求めたうえで決定することとしております。

当事業年度の、監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の固定報酬及び業務執行取締役に対する個人別の単年度業績連動報酬については、2020年6月19日開催の取締役会決議により、代表取締役社長 上野 昌利氏に具体的な内容の決定を委任しております。取締役会が、同氏に具体的な内容の決定を委任した理由は、当社グループを統括する代表取締役社長として、各取締役が担当する部門の業績や貢献度合いを客観的に捉え、役位や成果に応じた報酬額を適切に決定できると判断したためであります。

(4) 取締役の報酬等の総額等

	おことの公方	報酬等	対象となる			
役員区分	報酬等の総額 (千円)	固定報酬	単年度 業績連動報酬	業績連動型 株式報酬	役員の員数 (人)	
取締役 (監査等委員を除く)	115,991	78,629	17,706	19,654	6	
(うち社外取締役)	(6,000)	(6,000)	_	_	(2)	
監査等委員である取締役	15,360	15,360	_	_	3	
(うち社外取締役)	(6,000)	(6,000)	_	_	(2)	
合計	131,351	93,989	17,706	19,654	9	
(うち社外取締役)	(12,000)	(12,000)	_	_	(4)	

⁽注) 業績連動型株式報酬については、2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において導入した業績連動型株式報酬制度に基づき、当事業年度中に費用計上した額を記載しております。

5. 社外役員に関する事項(2021年3月31日現在)

- (1) 重要な兼職先と当社との関係
 - ・取締役 大久保 勝彦氏は、株式会社大久保技術経営事務所の代表取締役を兼務しております。
 - ・取締役 谷田貝 豊彦氏は、国立大学法人筑波大学の名誉教授及び国立大学法人宇都宮大学の名誉教授を兼務しております。
 - ・取締役(監査等委員)三好 徹氏は、三好総合法律事務所の所長及び株式会社オーハシテクニカの社外取締役(監査等委員)を兼務しております。
 - ・取締役(監査等委員)相場 俊夫氏は、相場公認会計士事務所の所長及び有限会社オーシーエムコンサルタントの代表取締役を兼務しております。
 - ・なお、各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

① 取締役会等への出席の状況

				取締役会 (13回開催)		監査等委員会 (14回開催)	
				出席回数	出席率	出席回数	出席率
取	締 1	役	大久保 勝彦	13回/13回	100%	_	_
取	締 1	役	谷田貝 豊彦	13回/13回	100%	_	_
取(監査	#####################################	役)	三好 徹	13回/13回	100%	140/140	100%
取(監査	締	役)	相場 俊夫	13回/13回	100%	140/140	100%

⁽注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

② 取締役会等における発言状況等

社外取締役 大久保 勝彦氏には、当社取締役会における重要な意思決定や取締役会の監督機能の強化、また当社グループのガバナンス体制の強化に貢献いただくことが期待されております。当事業年度の取締役会においては、同氏には企業経営に関する豊富な経験や幅広い知見を活かし、グローバル経営の視点から経営全般にわたり助言や提言を適宜行っていただきました。

社外取締役 谷田貝 豊彦氏には、大学での教鞭活動や光学に関連する学会での経験を元に、当社取締役会における重要な意思決定に貢献いただくことが期待されております。当事業年度の取締役会においては、光学に関わる幅広い知見や国内外の学会での経験を活かし、主として光製品関連事業の事業運営について助言や提言を適宜行っていただきました。

社外取締役(監査等委員) 三好 徹、相場 俊夫の両氏には、当社取締役会における 意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献いただくことが期待されております。当事業 年度の取締役会においては、それぞれ弁護士、公認会計士としての専門的な見地か ら、有益な発言を適宜行っていただきました。また、監査等委員会においても、両氏 はそれぞれの専門的な見地から、審議事項に係る有益な意見表明を行っております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額

28.000千円

- (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 41,400千円
- (注) 1. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、 過年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬について、会社法第399条第 1項及び第3項の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別していないため、上記(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「新収益認識基準の適用に関する助言業務」を委託し、その対価を支払っています。

3. 連結子会社の監査

当社の連結子会社であるSEIKOH GIKEN USA,INC.、SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH、杭州精工技研有限公司、大連精工技研有限公司、DATA PIXEL SASは、当社の会計監査人以外の監査法人(外国における当該資格に相当する資格を有するもの)の監査を受けております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断 した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づいて会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念を具現化し、株主の皆様やお客様、取引先、協力会社、地域社会、従業員とその家族等のあらゆるステークホルダーに対する企業価値向上を図るため、リスクやコンプライアンスを的確に管理するための社内規程を整備し、取締役並びに従業員が法令、定款並びにこれらの社内諸規程等の遵守を徹底することにより内部統制が確実に機能するよう努めております。

その一環として、会社法第399条の13及び会社法施行規則第110条の4に基づいて「内部統制システムの基本方針」を策定しており、その内容は次のとおりであります。

「内部統制システムの基本方針」

(1) 経営理念

当社及び当社の子会社から成る企業集団(以下、「当社グループ」という。)は、以下の経営理念を、業務執行に係るすべての経営活動の拠り所とする。

『すぐれた技術と独創性で、質の高い商品を供給し、社会の進歩発展に貢献して、会社 の成長と社員の幸福を追求する。』

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づいて、文書等の保存を行う。 情報の管理については、情報セキュリティ基本方針に基づいてISMS(情報セキュリ ティマネジメントシステム)を確実に運用することとする。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループに共通するリスク管理規程、経営危機管理規程その他の社内規程において、当社グループのリスク管理体制及び有事の際の対応を明確化する。

また当社は、日常の労働安全衛生面、環境面、製品品質面及び情報セキュリティ面等に関して、当社グループ内で開催する各種委員会等を通してリスク管理を行う。業務担当部門においては、各々の業務に内在するリスクを専門的な立場から把握し、これを自律的に管理することとする。

また当社の内部監査室は、当社各部署及び当社の子会社におけるリスク管理状況を監査し、その結果を当社の代表取締役社長に報告することとする。

(4) 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための 体制

当社は毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の 決議並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役の職務執行をより効率的に行 うため、常勤取締役並びに各部門の業務執行責任者で構成する部門間連絡会を原則とし て毎月1回開催し、各部門の業務執行状況と経営に関する重要情報を共有することとす る。

業務運営については、当社グループの中長期及び単年度の経営目標とその達成に向けての経営計画(マスタープラン)を策定し、当社の各部門及び当社子会社においては、その目標達成のための具体的な事業計画を策定・実行する。また、その目標に対する進捗状況については、代表取締役社長と各部門責任者が毎月1回行う部門ミーティングや、半期に1回開催する国際経営会議における各子会社の取締役等からの業績報告を通じて定期的に検証することとする。

日常の業務執行については、当社の業務分掌・職務権限規程、当社子会社においては 関係会社運営規程に基づいて、各職位及び子会社の権限と責任を明確化する。職務を割 当てられた各職位者及び子会社の取締役等は自らの業務活動の完遂を期すと共に、各組 織単位は相互に関係する業務を協調して行うことにより、業務執行の効率性を確保する こととする。

(5) 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること を確保するための体制

当社は、当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、これに係る当社グループ内規程を制定すると共に、当社にコンプライアンス担当役員を定める。コンプライアンス担当役員は、役職員に対する教育等のコンプライアンス推進活動状況を取締役会に報告する。また、当社グループ全体のコンプライアンスを推進する委員会を設置するほか、当社内に、当社グループのコンプライアンスに係る通報相談を受け付ける通報相談窓口を設置することとする。

(6) 当社及び当社子会社における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ内規程に基づき、当社子会社からの取締役の職務執行等に関する定期報告を通して事業の運営状況を適切に把握することとする。経営上の重要案件については、各社の経営の自主性を尊重しつつ、事前協議を行う等相互に密接な連携を図り、当社グループ全体の経営の効率化を図ることとする。

(7) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、経理規程その他の社内規程に基づき、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、単体及び連結ベースでの財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。また、その体制の整備・運用状況を評価・改善するための仕組みを構築することとする。

(8) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。) からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、必要に応じて、内部監査室スタッフを監査等委員会の職務を補助すべき使用人として任命することができ、当該使用人は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を得て行うこととする。

(9) 当社及び当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員会の要請に応じて次の資料提供又は報告を行うこととする。
 - (i) 稟議書、会議議事録、契約書
 - (ii) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - (iii) 毎月の経営状況として重要な事項
 - (iv) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - (v) 重大な法令・定款違反のおそれのある事実
 - (vi) その他コンプライアンス上重要な事項

- ② 当社の使用人は、前項(ii)又は(v)に関する重大な事実を発見した場合には、監査等 委員会にこれを直接報告できるものとする。
- ③ 当社グループの役職員は、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ④ 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社等に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員又は監査等委員会に対して報告を行うこととする。
- ⑤ 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の 状況について、定期的に当社の監査等委員に対して報告する。
- ⑥ 当社は、当社グループの監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、 当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をコンプ ライアンス委員会等を通じて当社グループの役職員に周知徹底する。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は取締役、会計監査人及び内部監査室と適時、意見交換を実施することとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 業務執行の適正及び効率性の確保に関する取り組み

当社は、毎月開催する定例の取締役会の他に、必要に応じて臨時取締役会を開催し、 重要事項の決議並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。当事業年度に おいては13回の取締役会を開催しました。

また当社は、取締役会の機能向上を目的に、当事業年度における取締役会の実効性について評価・検証を行いました。この結果、当社の取締役会は活発な議論が交わされる体制が整っており、概ね適切に運用されていると評価されました。今後も引き続き、取締役会の審議事項の充実や取締役会を支える体制の強化等を図り、取締役会の審議の質の向上に努めてまいります。

取締役会以外では、常勤取締役並びに各部門の業務執行責任者で構成する部門間連絡会を年間12回開催しました。海外も含めて当社子会社の取締役や経営幹部が一堂に会する国際経営会議は、通常は年間2回開催しておりますが、当事業年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防のために1回は中止し、各社、各部門の業務の執行状況と経営に関する重要事項の共有を年1回、WEB会議にて行いました。さらに、代表取締役社長と各部門責任者は部門ミーティングも緊急事態宣言期間中は開催を見合わせ、部門目標に対する進捗状況と事業課題の確認、課題解決に向けての事業戦略等について打ち合わせを年間11回行いました。

(2) コンプライアンスの管理及び損失の危険の管理に関する取り組み

当社は、当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するほか、リスク管理体制と有事の際の対応等を明確化するため、当社グループ共通のコンプライアンス管理規程、リスク管理規程を策定し、これを運用しております。

当事業年度においては、当社社屋の防火区画の改修工事や社内の危険物の保管方法を見直し、万が一火災が発生した際に社員の生命と会社の財産を維持するための措置を図ったほか、当社子会社の生産管理システムデータのバックアップ機能を強化し、大規模自然災害等の発生時にもより迅速な復旧を可能とする体制の構築に努めました。また、当社グループが遵守すべき法令を整理した「コンプライアンス・ガイドライン」の遵守状況を各部門が確認すると共に、最新の法令改正に対応した内容へとアップデートを行いました。さらに3月には、大規模地震の発生を想定して当社の全従業員を対象に安否確認システムの訓練を行い、非常時の対応の確認を行いました。

(3) 監査等委員会監査の実効性の確保に関する取り組み

当社は当事業年度、14回の監査等委員会を開催し、監査に関する重要な事項の決議・報告・協議を行いました。常勤監査等委員は、取締役会以外にも部門間連絡会等の主要な社内会議に出席し、子会社を含めた情報を収集しているほか、会計監査人、内部監査室と定期的に情報交換を行い、監査の実効性を確保しております。

(4) 内部監査の実施状況について

内部監査室は、年間の内部監査計画に基づき、各部門や国内外の子会社に対して、業務執行の適正性や法令等の適合状況に関する内部監査を行いました。

3. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然として対応し、一切の関係を遮断することを基本方針として「倫理規範」及び「倫理行動基準」に定め、関係会社を含む当社グループ全体に展開しております。

また、管理部門を担当部署とし、所轄警察や弁護士等の外部専門機関との連携を図ることによって、迅速な情報収集と的確な対応を行う体制を整備しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

現在のところ、当社には、当社株式の大量買付に関する差し迫った具体的脅威は発生いたしておりません。また、そのような買付者が出現した場合の具体的な取り組み(いわゆる「敵対的買収防衛策」)をあらかじめ定めてはおりません。

しかしながら、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引状況 や株主構成の異動の状況等を注視しつつ、当社株式の大量買付を企図する者が出現した場合には、社外の専門家も交えて、当該買付者の意図の確認、事業計画の評価及び交渉を行い、当該買付行為が当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に反すると認められた場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定のうえ開示し、措置の実施を検討してまいります。

(本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切捨て、比率その他については四 捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
資 産	の部	負 債 の	部
流 動 資 産	19,026,406	流動負債	3,375,826
現 金 及 び 預 :	全 12,256,376	童 掛 金	1,834,628
 受取手形及び売掛:	金 3,820,846	未払法人税等	224,241
	主 2,233,898	賞 与 引 当 金	112,241
		その他	1,204,716
そ の 1	也 716,640	固定負債	1,376,919
貸 倒 引 当 部	£ △1,355	長期 未 払 金	144,870
固定資産	9,939,731	役員株式給付引当金	85,054
有 形 固 定 資 産	7,895,334	預 り 敷 金 繰 延 税 金 負 債	19,037 27,911
建物及び構築	勿 2,398,207	退職給付に係る負債	958,428
	2,000,207	そ の 他	141,618
機械装置及び運搬!	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	負債合計	4,752,746
<u> </u>	也 2,335,796	純資産の	
建 設 仮 勘 2	主 379,682	株主資本	23,984,540
そ の 1	也 743,063	資 本 金	6,791,682
無形固定資産	971,323	資本 剰余金	10,624,196
l o h		利 益 剰 余 金	7,124,121
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	自 己 株 式	△ 555,460
顧客関連資	145,662	その他の包括利益累計額	153,450
そ の 1	也 61,035	その他有価証券評価差額金	15,340
投資その他の資産	1,073,073	為替換算調整勘定	193,521
投資有価証		退職給付に係る調整累計額	△55,411
		新 株 予 約 権	56,468
投 資 不 動)	852,747	非 支 配 株 主 持 分	18,932
	也 150,782	純 資 産 合 計	24,213,391
(注) 記載金額は千円未満を切り	28,966,138	負債純資産合計	28,966,138

⁽注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

	科			金	(単位・十円) 額
売	上 高				14,818,029
売	上 原	価			10,223,090
売	上	総 利 3	益		4,594,939
販 売	費及び一	- 般 管 理 費			3,270,212
営	業	利	益		1,324,727
営	業外	収 益			
受	取	利	息	21,345	
受	取	配当	金	1,063	
家	賃	収	入	53,198	
持	分 法	投 資 利	益	2,270	
特	許権		入	501	
補	助	金 収	入	29,185	
助	成	金 収	入	23,784	
そ		\mathcal{O}	他	21,346	152,696
営	業外	費用			
為	替	差	損	20,731	
家	賃 収		価	12,337	
固	定資	産 除 却	損	9,928	
そ		0)	他	2,685	45,682
経	常		益		1,431,741
特	別 利	益			
固	定資	産 売 却	益	4,407	4,407
特	別損	失	10	4	4
固	定資	産 売 却	損	1,431	1,431
税			益	470 407	1,434,718
/- /	人税、住戶		業税	479,407	446.070
法	人税	等調整	額	△32,536	446,870
当	期		益		987,847
		属する当期純利			3,961
		帰する当期純利 *** *** *** *** *** *** *** *** *** *			983,885

⁽注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から) (2021年 3 月31日まで)

					(+ <u>y</u> · 1 <u>J/</u>
		株	主 資	本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	6,791,682	10,624,801	6,508,894	△564,553	23,360,825
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△368,658		△368,658
親会社株主に帰属する当期純利益			983,885		983,885
自己株式の取得				△141	△141
自己株式の処分		△605		9,234	8,629
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計		△605	615,227	9,093	623,715
当連結会計年度末残高	6,791,682	10,624,196	7,124,121	△555,460	23,984,540

	そ	の	他	の	2	<u> </u>	舌 利	」 益	累	計	額
	その他評価		券 金	為 調	替 技	算助定	退職組調 整	合付に係る 累 計 額	そのf 累 言	也の包z † 額	活利益合計
当連結会計年度期首残高		△62	24		16	5,282		△74,327		9	0,331
当連結会計年度変動額											
剰 余 金 の 配 当											
親会社株主に帰属する当期純利益											
自己株式の取得											
自己株式の処分											
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)		15,96	55		2	8,238		18,915		6	3,119
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計		15,96	55		2	8,238		18,915		6	3,119
当連結会計年度末残高		15,34	10		19	3,521		△55,411		15	3,450

			(11-27
	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当連結会計年度期首残高	58,788	18,137	23,528,083
当連結会計年度変動額			
剰 余 金 の 配 当			△368,658
親会社株主に帰属する当期純利益			983,885
自己株式の取得			△141
自己株式の処分			8,629
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△2,320	794	61,593
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	△2,320	794	685,308
当連結会計年度末残高	56,468	18,932	24,213,391

⁽注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表 (2021年3月31日現在)

(畄位・千四)

科目	金 額	科目	(単位:十円) 金 額
資産の	部	負債の	部
流動資産	11,535,483	流動負債	600,579
現 金 及 び 預 金	8,841,257	金 棋 買	265,868
受 取 手 形	133,720	未払金	78,971
売 掛 金	1,316,234	未払費用	162,136
商品	36,177	未払法人税等	33,560
製品	44,531	未払事業所税	12,050
性 類 品 料	99,311	預り金	19,216
原 材 料	104,830 2,208	前 受 収 益	3,828
前払費用	4,054	Rin 文 収 無 そ の 他	24,946
関係会社短期貸付金	841,600	•	
未収消費税等	22	固定負債	976,295
未 収 入 金	31,420	長期未払金	144,870
未 収 法 人 税 等	72,175	退職給付引当金	577,753
その他	7,938	役員株式給付引当金	85,054
固 定 資 産	12,185,612	預 り 敷 金	19,037
有 形 固 定 資 産	3,206,798	長 期 預 り 金	149,553
建物	920,293	その他	26
構築物	6,402	負債合計	1,576,874
機械装置	151,844	純 資 産 の	
車両運搬具	1,230	株。主資、本	22,085,066
工具器具備品出土 地	74,196 2,035,325	資 本 金	6,791,682
上 型 型 建 設 仮 勘 定	2,035,325 17,504	資本剰余金	10,624,196
無形固定資産	17,304 17,413	資本準備金	10,571,419 52,776
	16,719	その他資本剰余金 利 益 剰 余 金	5,224,647
電話加入権	693		1,697,920
投資その他の資産	8,961,400	その他利益剰余金	3,526,726
投資有価証券	24,587	別途積立金	500,000
関係会社株式	3,932,371	繰越利益剰余金	3,026,726
関係会社出資金	2,198,217	自己株式	△555,460
投 資 不 動 産	819,476	評価・換算差額等	2,686
関係会社長期貸付金	1,861,600	その他有価証券評価差額金	2,686
その他	125,147	新株予約権	56,468
		純 資 産 合 計	22,144,221
(注) 記載金額は千円未満を切捨てる	23,721,095	負債純資産合計	23,721,095

⁽注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

		彩	ļ				E	<u> </u>		金	額
売		上		高							4,022,821
売		上		原	ſċ	6					2,729,301
	売		上		総		利	盐	£		1,293,520
販	売	費	及	び -	一 般	管	理	費			1,303,070
	営		;	業		損		失	₹		9,550
営		業	4	外	収		益				
受	<u> </u>			取		7	FIJ		息	26,349	
受	-		取		配		71	á	金	892,180	
為	3		:	替		Ē	差		益	22,725	
家	7			賃		I	又		入	43,385	
特	Ē	許	権		使	用	料	収	入	55,280	
業	Ė		務		受		計	E	料	6,364	
補	Ì		助		金		灯	Z	入	4,770	
そ	-				\mathcal{O}				他	13,058	1,064,114
営		業	2	外	費		用				
家	2	貨	重	ЦJ	Z	入		原	価	8,761	
そ	-				\mathcal{O}				他	373	9,134
	経		1	常		利		益	ŧ.		1,045,429
	税	引	前	i <u>È</u>	当 期			利益	ŧ.		1,045,429
法	人	、移	ź.	住	民 税	及	S,	事業	美 税	56,237	
法		人		税	等	Ē	周	整	額	△13,997	42,239
	当		期		純		利	益	ŧ		1,003,190

⁽注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

				<u> </u>
		株主	資 本	· ·
	資 本 金	資本乗	剣 余 金	資本剰余金合計
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	貝谷制亦並口引
当 期 首 残 高	6,791,682	10,571,419	53,381	10,624,801
当 期 変 動 額		_		
剰余金の配当				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△605	△605
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	_	_	△605	△605
当 期 末 残 高	6,791,682	10,571,419	52,776	10,624,196

			7	株主	資本	-	
		;	利 益 乗	第 余 金	:		
			その他利	益剰余金	利益	自己株式	株主資本
		利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	剰余金 合 計		合 計
当 期 首 残	高	1,697,920	500,000	2,392,194	4,590,114	△564,553	21,442,045
当 期 変 動	額						
剰余金の配	胀			△368,658	△368,658		△368,658
当 期 純 利	莊			1,003,190	1,003,190		1,003,190
自己株式の取	得					△141	△141
自己株式の処	分					9,234	8,629
株主資本以外の項 の当期変動額(純							
当期変動額合	計	_	_	634,532	634,532	9,093	643,020
当 期 末 残	高	1,697,920	500,000	3,026,726	5,224,647	△555,460	22,085,066

				(-12 - 113/
	評価・換	算差額等		
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	△3,951	△3,951	58,788	21,496,882
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△368,658
当 期 純 利 益				1,003,190
自己株式の取得				△141
自己株式の処分				8,629
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	6,638	6,638	△2,320	4,318
当期変動額合計	6,638	6,638	△2,320	647,339
当 期 末 残 高	2,686	2,686	56,468	22,144,221

⁽注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社精工技研取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 孫 延 生 印 業 務 執 行 社 員 公認会計士 孫 延 生 印 指定有限責任社員 公認会計士 森 田 浩 之 印 業 務 執 行 社 員 公認会計士 森 田 浩 之 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社精工技研の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社精工技研及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社精工技研取 締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京 事務 所

指定有限責任社員 公認会計士 孫 延生 印業務 執行社員 公認会計士 孫 延生 印指定有限責任社員 公認会計士 森田 浩之 印業 務 執行 社員 公認会計士 森田 浩之 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社精工技研の2020年4月1日から2021年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- · 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書 類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第49期事業年度における 取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告い たします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年(2005年)10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社精工技研 監査等委員会

 常勤監査等委員
 森
 保
 彦
 印

 監査等委員
 三
 好
 徹
 印

監査等委員 相場俊夫 印

(注) 監査等委員 三好 徹及び相場 俊夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

	$\langle \times$	Ŧ	欄〉
_			
_			
_			
_			
_			
_			
_			
_			
_			
_			

	$\langle \times$	Ŧ	欄〉
_			
_			
_			
_			
_			
_			
_			
_			
_			
_			

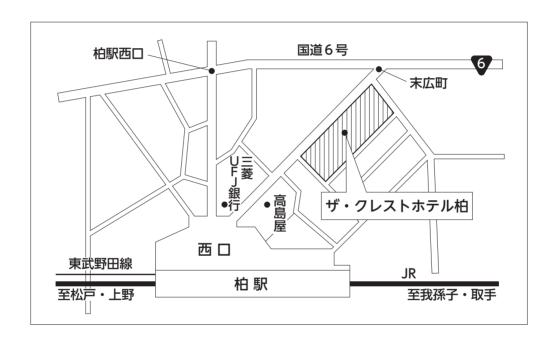
	$\langle \times$	Ŧ	欄〉
_			
_			
_			
_			
_			
_			
_			
_			
_			
_			

株主総会会場ご案内図

会場:千葉県柏市末広町14番1号

ザ・クレストホテル柏4階 クレスト

電話 (04)7146-1111 (代表)



● 交通機関

JR常磐線・東武野田線 柏駅西口徒歩2分

